

兵庫県公報

平成20年10月3日 金曜日 第2019号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
救急業務に関し協力する旨の申出の撤回（医務課）	1
平成20年度砂利採取業務主任者試験の実施（工業振興課）	1
農地保有合理化事業規程の変更承認（農業経営課）	2
開拓事業補助金交付要綱（昭和37年兵庫県告示第988号）土地改良事業補助金交付要綱（昭和37年兵庫県告示第989号）及び農用地等集団化事業補助金交付要綱（昭和37年兵庫県告示第990号）の廃止（農地整備課）	3
平成20年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（特別伐倒駆除）（豊かな森づくり課）	3
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	3
同上（同）	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	6
公有水面埋立工事のしゅん功認可（港湾課）	6
土地区画整理組合の事業計画の変更認可（市街地整備課）	6
道路の位置指定（建築指導課）	7
同上（同）	7
公 告	
都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	7
大規模小売店舗の新設に関する届出（東播磨県民局）	7
選挙管理委員会告示	
平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	9
公職選挙執行規程の一部を改正する規程	9

告 示

兵庫県告示第997号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が、次の医療機関より撤回された。

平成20年10月3日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称 医療法人五葉会 城南多胡病院
所 在 地 姫路市本町165番地
撤 回 年 月 日 平成20年10月1日

兵庫県告示第998号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成20年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成20年10月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 試験日時
平成20年11月14日（金） 午前10時から正午まで
- 試験場所
神戸市中央区下山手通4丁目18番2号
兵庫県職員会館 1階多目的ホール

3 試験科目

- (1) 砂利の採取に関する法令
- (2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

4 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 1通

用紙は、兵庫県産業労働部産業政策局工業振興課、県土整備部土木局河川整備課、各県民局商工担当課・土木事務所及び尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所において配布する。

イ 写真 1枚（受験票控に貼付）

手札形とし、出願前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ 返信用封筒 1枚

定型封筒(長形3号、120mm×235mm)に80円切手を貼り、宛先を明記したもの。

(2) 提出期間

平成20年10月14日（火）から同月27日（月）まで

(3) 受付

受付は、土曜日及び日曜日を除き、毎日午前9時から午後5時までとする。

なお、郵送の場合は簡易書留とし、平成20年10月27日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 提出先

〒650 - 8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部産業政策局工業振興課皮革・産業振興係

(5) 手数料

7,600円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。ただし、受験願書受付後の手数料は返還しない。

5 合格者の発表

平成20年11月末までに試験の結果を書面で各受験者に通知する。

6 受験についての問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業政策局工業振興課皮革・産業振興係

電話（078）341 - 7711 内線 3584

（078）362 - 4159（直通）

兵庫県告示第999号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、次の農地保有合理化法人が定めた農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成20年10月3日

兵庫県知事 井戸敏三

1 変更の承認を受けた農地保有合理化法人

- (1) 社団法人兵庫みどり公社
- (2) 神戸市
- (3) 財団法人宍粟北みどり農林公社
- (4) 兵庫六甲農業協同組合
- (5) 兵庫南農業協同組合
- (6) みのり農業協同組合
- (7) 兵庫みらい農業協同組合
- (8) 兵庫西農業協同組合
- (9) たじま農業協同組合
- (10) 丹波ささやま農業協同組合
- (11) 丹波ひかみ農業協同組合

2 変更の内容

農業経営基盤強化促進法関係事務に係る処理基準の一部改正により、農用地等の権利を取得する者等に係る年齢要件が廃止されたことに伴う変更

兵庫県告示第1000号

開拓事業補助金交付要綱（昭和37年兵庫県告示第988号）、土地改良事業補助金交付要綱（昭和37年兵庫県告示第989号）及び農用地等集団化事業補助金交付要綱（昭和37年兵庫県告示第990号）は、平成20年10月3日限り、廃止する。

平成20年10月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第1001号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第2項の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成20年10月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 区域及び期間

- (1) 区域
南あわじ市
- (2) 期間

平成20年10月3日から平成21年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している松の樹木の存する森林を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して破砕するか、又は当該樹木を伐倒して焼却（炭化を含む。）すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3の措置について破砕を行う場合は、破砕後の木片の厚さが6ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15ミリメートル）以下となるように破砕すること。
- (3) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(4)により申請書を提出する場合はこの限りでない。
- (4) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る松林の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (5) 知事は、3に係る松林を所有し、又は管理する者が、1 (2)に定める期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (6) 知事は、(5)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

兵庫県告示第1002号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
三菱電機株式会社通信機製作所
尼崎市塚口本町8丁目1番1号
所長 東 角 哲 雄
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
三菱電機株式会社通信機製作所
尼崎市塚口本町8丁目1番1号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設	
能	力	52m ² /日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		8時30分～19時15分 9時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	5	4
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2以下	2以下
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	5以下	5以下
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)		
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1.4	2
	りん含有量 (単位 mg/L)	0.13	0.19
	シ ア ン 化 合 物 (単位 mg/L)	0.04	0.2
銅 含 有 量 (単位 mg/L)	1.5	2.3	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日)		14.1	15.8

備考 汚水等は公共下水道に流入するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年10月3日から同月24日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び尼崎市環境市民局環境部公害対策課

兵庫県告示第1003号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年10月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
高周波熱錬株式会社赤穂工場
赤穂市東有年字外下河原1586 - 1
工場長 元 木 信二郎
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
高周波熱錬株式会社赤穂工場
赤穂市東有年字外下河原1586 - 1
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	63号イ 焼入れ施設	
能	力	鋼線17 t / 日	
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後30日		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時に おいて当該 特定施設 から排出 される汚 水等の汚 染状態の 通常値及 び最大値	区 分	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	6.5~8.5	6.5~8.5
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg / L)	5	10
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg / L)	10	15
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg / L)	1	2
	溶 解 性 鉄 含 有 量 (単位 mg / L)	1	2
	窒 素 含 有 量 (単位 mg / L)	2	3

	り ん 含 有 量 (単位 mg / L)	0.1	0.5
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ / 日)		980	980

備考 汚水等は循環再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年10月3日から同月24日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び赤穂市市民部環境課

兵庫県告示第1004号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神南県民局県土整備部西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年10月3日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
名 塩 (8)	西 宮 市		山口町下 山口	字 畑 山	1650番2の一部、1650番36の一部

兵庫県告示第1005号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定により、次のとおり富島漁港内公有水面埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

平成20年10月3日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 しゅん功認可年月日
平成20年9月2日
- 2 認可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県
兵庫県知事 井戸敏三
- 3 埋立区域の位置及び面積
淡路市富島字香川西854番5並びに同市富島字香川西854番並びに同市富島字香川西西濱769番25及び同市富島字香川西西濱769番24に接する国有海浜地の地先公有水面
2工区 1,968.73平方メートル
- 4 免許年月日及び番号
平成17年2月25日
兵庫県指令淡路（洲土）第3555号の7
- 5 公有水面埋立法第22条第3項の規定による市町名
淡路市

兵庫県告示第1006号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、赤穂市島田土地区画整理組合の事業計

画の変更を平成20年9月19日に認可した。

平成20年10月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県告示第1007号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、その関係図書は、平成20年10月3日から丹波県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成20年10月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H20丹波位置 0006号	20.9.16	篠山市草野字蔵屋敷411番1、413番2の一部、 字東山1702番3の一部	6.00	44.24

兵庫県告示第1008号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、その関係図書は、平成20年10月3日から淡路県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成20年10月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H20淡路位置 0006号	20.9.16	洲本市安乎町平安浦字馬場1488番1の一部	6.00	5.30

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成20年10月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 丹波市春日町野上野2320番1、2321番、2322番2、2323番、2324番、2324番4、2325番、2325番3、2326番、2327番
 同 市春日町野上野字松ヶ端3310番1の一部、3311番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 福井県小浜市西勢第26号12番地の1
 株式会社ドーマン 代表取締役 山 田 良 和
- 3 許可年月日及び許可番号
 平成20年3月14日
 兵庫県指令丹波（建）第1 - 4号（19丹波）

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設

の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成20年10月3日

東播磨県民局長 大鳥 裕 士

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称)ラ・ムー明石東店
所在地 明石市大蔵海岸通二丁目2番
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 大黒天物産株式会社
代表者の氏名 大賀 昭 司
住所 岡山県倉敷市堀南704番地5
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 代表者の氏名 住所
大黒天物産株式会社 大賀 昭 司 岡山県倉敷市堀南704番地5
外2者
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年3月26日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,857平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
57台
 - (2) 駐輪場の収容台数
93台
 - (3) 荷さばき施設の面積
60平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
21立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
24時間営業
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所、入口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 8 届出年月日
平成20年9月11日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
平成20年10月3日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成21年2月3日

(2) 提出先

東播磨県民局県土整備部まちづくり課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97 - 1

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第64号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設に関し、指定した旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成20年10月3日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

表宝塚市の項中

「

宝塚市立自然休養村センター	宝塚市大原野字南宮 2 - 7
---------------	-----------------

」

を

「

宝塚市立自然休養村センター	宝塚市大原野字南宮 2 - 7
宝塚市立地域利用施設高松会館	宝塚市高松町 7 番 6 号

」

に改める。

兵庫県選挙管理委員会告示第65号

公職選挙執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年10月3日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

公職選挙執行規程の一部を改正する規程

公職選挙執行規程（昭和47年選挙管理委員会告示第43号）の一部を次のように改正する。

別記第39号の2様式を次のように改める。

第39号の2様式（衆議院名簿登載者名等の掲示）

名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位	（ふりがな） 略 称	（ふ り が な） 名簿届出政党等の名称	衆議院比例代表選出議員選挙
	氏 名 (ふりがな)		
	順位		

何市(区)(町)選挙管理委員会		氏名 (ふりがな)			名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名
		順位			
		氏名 (ふりがな)			
		順位			
		氏名 (ふりがな)			
		順位			
		氏名 (ふりがな)			
		順位			
		氏名 (ふりがな)			
		順位			
		氏名 (ふりがな)			

備考 「名簿届出政党等の名称」、「略称」及び「名簿登載者の氏名」については縦書きとし、「当選人となるべき順位」については横書きとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。